

# 広島大学附属三原中学校 校則の概要

※以下は、生徒指導規定の一部をまとめたものです。(詳細なものは別途配布されます。)

## (1) 登下校について

- ① 学校や公共の場で決められたルール・マナーを守り、寄り道をしない。  
 ※年度初めに提出した通学路以外を利用しなければならない場合は、保護者の同意の下、「下校寄り道届」を作成・提出し、学校の許可を得ること。
- ② 他の利用者の迷惑になる行動をしない。(例 大声でしゃべる、吊革にぶら下がる、卑猥な発言をする)

## (2) 頭髪・服装・持ち物について

### 頭髪・服装

男子	女子
① 前髪・・・眉毛がかくれぬ長さにする。	① 前髪・・・眉毛がかくれぬ※かかる場合はピンでとめる。
② 後ろ髪・・・カラーより短くする。	② 後ろ髪・・・ブラウスの襟の中央より短くする。
③ 横・・・耳にかからないようにする。	③ 長い髪・・・編むか、ヘアピン、ゴムでとめる。※ゴムの色は、黒・紺・茶
<b>夏服</b> 白半袖開襟シャツ・黒長ズボン・ソックス (白・紺・黒)	<b>夏服</b> 白半袖ブラウス・水色ジャンパースカート・ソックス (白・紺・黒)
<b>冬服</b> 黒詰襟学生服および黒長ズボン・ソックス (白・紺・黒)	<b>冬服</b> 白長袖ブラウス・紺色ジャンパースカート・上着・ソックス (白・紺・黒)
<b>共通</b> ① 所定の記章を名札につける。(記章は男女で異なる) ※男子は冬服になると学生服の左側の襟につける。 ② 男女とも下着については、白・紺・黒を基調とする。 ③ 熱中症の恐れがあるとき、校舎外で活動する際には白地の帽子を着用する。 ④ 個人の状況に合わせて着用可能な服装は以下の通りとする。校内での服装は別に定める。 {学校指定のウィンドブレーカー / 手袋・マフラー・ネックウォーマー (白・紺・黒・茶のみ)} {無地の黒・紺・グレーのセーター / 黒色のタイツ (冬季のみ)} ⑤ 着用できないのは、以下の通りとする。 {オーバーコート / ニット帽 / 白以外の運動靴 / くるぶしソックス}	

### 持ち物

- ① 所持品には、すべて学年・組・名前を記入すること。学校園内では名札を所定の位置に付けること。
- ② 通学用カバン・サブバック (イエローバック) 使用する。  
 ※通学カバンについては、キーホルダーを1つなら付けてもよい。(自他のかばんを判別するため)
- ③ 持ち込みを禁止するものは以下の通り。  
 スマホ・携帯電話等の通信機能が付いた機器、スマートウォッチ、ゲーム、オーディオ製品、アクセサリ、雑誌、漫画、遊具、カード類、菓子類等、整髪料および香水、香料が配合された制汗剤・制汗シート等授業や学校生活に不要なもの

## (3) タブレット機器の使用について

- ① SNS上で個人情報(写真や動画等)を写っている人に許可なく公開すること
- ② SNSやサイト等で誹謗中傷する書き込み、変種した画像、動画のアップロード
- ③ 身元の分からない相手とのネット上でのやり取り
- ④ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反する行為
- ⑤ 学校が用意した端末での私的アカウントの使用
- ⑥ 学習や委員会活動等の目的以外の学校が貸し出している端末を使った「検索」や「動画視聴」等
- ⑦ 教員の管理下ではない休憩時間での学校が貸し出している端末の勝手な使用

## (4) 保健室・売店について

- ① 保健室の使い方について
  - ・保健室に用事がある者は、付き添いが必要と思われるとき以外は、一人で来ること。
  - ・具合が悪かったり、ケガなどで来室するときは、事前に授業の先生に許可を受ける。
  - ・休養しても体調が良くならない時や、ケガで受診が必要な場合は、保護者に連絡をして早退するか、病院へ行って診察を受けることとする。
- ② 売店の使い方について
  - ・売店を利用する際は利用する者のみで入り、付き添い等を連れていかないこと。
  - ・売店で販売しているものについて、試し書きなど勝手に使ってはならない。

## (5) 学校部活動について

- ① 学校部活動への所属は任意とする。
- ② 学校部活動の設置に係る条件は毎年変更する。そのため、毎年、所属希望を生徒に確認する。
- ③ 年度途中の退部は自由とする。また、年度途中の入部や転部は1年間に1回認める。
- ④ 所属した場合、平日の活動に2日以上参加しなければならない。無断欠席が3週間以上続いた場合は、退部となる。
- ⑤ 活動日は、部活動ごとに作成している部活動計画に示しており、それに従って活動する。休日・祝日・休校日の活動は顧問の許可により活動できる。ただし、大会を除き、土日の活動を2日続けて行わない。
- ⑥ 活動時間は1年を通して、授業終了後から午後16時40分までとする。  
校門を出る時刻は午後17時00分までとする。
- ⑦ 会議、研修等によって、事前の連絡なく、平日の学校部活動を中止にすることがある。
- ⑧ 熱中症対策として、WBGT 31以上のとき、運動部の活動を原則禁止する。
- ⑨ 令和6年度設置する学校部活動は、陸上部、サッカー部、ソフトテニス部、バスケットボール部、卓球部、吹奏楽部、美術・PC部（前期のみ）とする。なお、PC部は令和4年度から所属していた生徒のみ所属できる。

## (5) 反省文について

- ① ②に示す事例のように、教育目標達成に向けて適切でない行動をした、安心・安全を脅かす行動が確認された場合、反省文を以て指導する。

### ② 適用事例

- ・自転車通学時にヘルメットをかぶっていなかった。
- ・校内に不要物を持ちこんでいた。
- ・授業で使用したJamboardに、後日侵入して、不適切なコメントをした。
- ・Google スプレッドシート上の、他の班のシートに、不適切な書き込みをするなどして、学習を妨害した。
- ・タブレット端末で、授業に関係ないページの閲覧や、ゲーム、授業時間ではない教科の課題を行っていた。
- ・タブレット端末のチャット機能やコメント機能を用いて、不適切なやりとりをした。
- ・生徒や教師の写真や動画を、本人の許可なく撮影した。
- ・タブレット端末を、教師の許可なく休み時間に利用した。
- ・オンラインゲームへの課金に際し、金銭の授受が行われていた。
- ・友人のアカウントを用いて、自分の端末でオンラインゲームをした。
- ・学校のタブレットを用いて、個人所有のアカウントでログインし、チャットなどをしていた。
- ・公共の施設や場で迷惑をかけた。

※上記事例に準ずる場合を含む

## (6) 特別な指導について

- ① 以下の行為を行った場合、特別な指導の対象となる。
  - ・飲酒、喫煙、暴力、傷害、脅迫、恐喝、窃盗、占有離脱物横領等の法律に違反する行為
  - ・18歳未満の入場が禁止されている場所、風紀上問題があると思われる場所への出入り
  - ・いじめ（インターネット等を利用したものも含む）
  - ・個人情報保護違反、肖像権侵害、著作権侵害、名誉棄損
  - ・その他中学生としてふさわしくない行為、法令・法規に違反する行為
- ② 特別な指導では、以下の指導内容を段階的に実施していく。
  - (1) 本人への説諭、反省文、謝罪文
  - (2) 保護者に来校を求め、面談 ※被害者とその保護者に謝罪が必要な場合は、謝罪の場を必ず設ける。
  - (3) 学校反省指導  
学校反省指導は別室指導とする。経過観察や反省と今後の約束について、担任、学年主任、生徒指導主事、SCによる面談を通して行う。学校長の指示により、特別な指導を解除する。  
※反省期間中の定期試験は原則として別室で受ける。